

平成 30 年度  
第 3 回香美市まちづくり委員会会議録要旨

日 時 : 平成 30 年 7 月 25 日 (水) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 15 分  
場 所 : 香美市役所 3 階会議室 301・302  
出席者 : まちづくり委員 19 名  
          企画財政課長、企画調整班 3 名、山崎眞幹議員  
会 長 : 公文久郎委員

・会長開会の挨拶

【協議内容】

1. 協働のまちづくり条例について

・これまでの経緯など（山崎眞幹議員より）

国が平成 12 年に地方分権一括法を作り、地方分権を進める中で、議会としては平成 22 年に議会改革を始め、平成 24 年に議会基本条例を作り、情報公開や市民参画について取り組んできた。議会の一般質問などで自治基本条例について執行部に投げかけてきたが、なかなか腰が重たいこともあり、議会ができることから始めてみようとのことで協働・参画調査研究特別委員会が立ち上がった。

条例案について協議する際に、地方自治についてわかっていないと難しいのでその内容の資料と、一番大事な住民自治・団体自治の資料を今回配布している。

まちづくり委員会は協働に関して協議することが設置の 1 つとなっており、まずはそこから始めてはどうかとの投げかけである。

2. 質疑応答

○協働のまちづくり条例が必要な理由や議員の思いを聞かせてほしい。

→様々な政策を作っていく過程で住民の意見が反映されていない事例がいくつかあり、その最たるものが図書館建設だった。市民の意見が一番多かった場所が選ばれなかったことや、パブリックコメントの内容が公表されなかったなど。

また、課ごとに 40 位の審議会があるが、公募委員が参加できるシステムに今のところなっていない。議事録が公開されていないものもあり、統一した取り扱い方法がないため担当課ごとに対応が違っている。

物事が決まっていくプロセスは、どの段階でも市民のチェックに耐えうる説明責任を執行部が果たせる体制になるべきである。

○協働のまちづくり条例ができるとそれが一步近づくということか。

→個人で解決できないことが公共の政策になり、その解決方法をどのように決めて執行し、どのような結果が出たかということを誰が見てもわかる状況が一番大事で、しっ

かりした規則がないと担当課ごとに恣意的に行ってしまう可能性があり、住民自治には程遠くなるのではないか。条例があった方が、政策に反対でもその経緯を説明できれば納得ができ、より良い香美市になっていくのではないか。

○まちづくり条例案の内容についてわかりやすく説明してもらいたい。

→資料1の「香美市協働のまちづくり条例（案）（30.1.22修正）」を説明する。

この案は、町民が参画して十分に協議・検討を行って策定された埼玉県三芳町を参考にしており、それを香美市に置き換えただけである。

○条例案の第8条の「議会の役割」の委員会案で、確かに議会にはチェック監視機能もあるが、協働のまちづくり条例は議会と執行部が協力した方がスムーズではないか。

→議員は1人の市民として地域の中に参画しており、議会としては調査・監視を入れるべきではないかという特別委員会の意見である。

○条例案の第8条の「議会の役割」の中の「監視」の表現を変えてはどうか。

→特別委員会は解散しており、議会の承認を得たものではなく、その後は執行部にお願いしたいので、語句などは皆さんにお任せする。

○自治基本条例と協働のまちづくり条例の違いは？

→自治基本条例は住民自治や団体自治の内容を全て網羅した基本的な条例で、その中の一部の協働のまちづくりである。

○それに代わるものや部分的に補っているものが香美市にあるのか。

→基本的な全てを網羅したものはない。個々にはあるが、欠けているものがたくさんあるので全体的なルールがいるということ。

○高知県内に条例を作っている自治体はあるのか。

→県内では土佐清水市、四万十町、須崎市の3市町である。全国では1,700位の自治体のうち、300から400位の自治体を作っている。高知市にも「パートナーシップのまちづくり条例」というものがある。

○条例は議会の議決が必要だが、提案は特別委員会ではどのように考えているか。

→もちろん市長提案である。議会の賛同を得た訳ではなく、あくまでも特別委員会が調査・研究した報告であり、特別委員会も議会も、市民の皆さんの意見を飛び越えて勝手に提案するという思いは持っていない。

○まちづくり委員会で条例案を協議した後はどのようなになるのか。

→条例を策定するかどうかは、委員さんの中で「必要ない」との意見が大半を占めれば、執行部から条例の提出を見送る選択肢もある。委員の皆さんが「いろんな問題が起きているので必要」となれば取り組んでいくことになる。委員さんから意見をいただき、

それを基に執行部が議会に条例を提出する形で進めていく。

その他

○この条例案について皆さんが協議して意見をまとめていくかをまず決めなければなら  
ない。今後、全体会や小委員会で話し合っていくことでかまわないか。

→委員の了承を得る。

(山崎議員より)

○場合によっては、他の市民の方の意見を聞くなどの工夫もしてもらい、良い結果が出  
ることを委員長として希望し、できれば自治基本条例にも踏み込んでいただきたい。

改選後の議会でも協働参画は続けていきたいという意向があり、ぜひ新しい議会の皆  
さんとも情報交換しながら良い条例に仕上げただけければ、特別委員会も頑張った  
甲斐があるかと思うのでよろしくお願いします。

・会長閉会の挨拶

まちづくり委員さんは資料も十分読み直して検討していただき、次回に備えてほしい。  
協議は小委員会で行った方が個々の意見が出てくると思うので、小委員会で協議しなが  
ら、必要に応じて全体会を行うようにしたい。執行部にも協力をお願いしないといけな  
い。